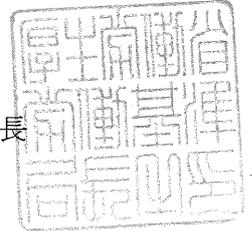




基発 0831 第 7 号  
平成 27 年 8 月 31 日

一般社団法人日本建設業連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針について

労働基準行政の運営につきましては、平素から格段のご理解、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づき、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（平成元年 5 月 22 日付け安全衛生教育指針公示第 1 号。以下「指針」という。）を定め、当該教育の推進を図ってきたところです。

今般、本日公布された電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 134 号）により、特例緊急作業に従事する者に対して特別な教育が義務づけられたことに伴い、当該労働者の特例緊急作業に係る技能及び知識の維持のための規定を整備する必要があることから、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針（平成 27 年 8 月 31 日付け安全衛生教育指針公示第 5 号）を別添 1 のとおり公示しました。これにより指針には、別添 2 の新旧対照表のとおり、電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 3 号で定める特例緊急作業従事者に対する安全衛生教育カリキュラムが追加され、平成 28 年 4 月 1 日から適用されます。なお、改正後の指針は別添 3 のとおりです。

つきましては、同指針の内容につきまして、貴会会員事業場に対して周知いただくようお願い申し上げます。

労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく  
教育の適切かつ有効な実施を図るための指針に関  
する公示

安全衛生教育指針公示第5号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条  
の2第2項の規定に基づき、危険又は有害な業務  
に現に就いている者に対する安全衛生教育に関す  
る指針の一部を改正する指針を次のとおり公表す  
る。

平成27年8月31日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

- 1 名称 危険又は有害な業務に現に就いている  
者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を  
改正する指針
- 2 趣旨 労働安全衛生法第60条の2第2項の規  
定に基づき、安全衛生教育指針公示第1号（平  
成元年5月22日）として公表した危険又は有害  
な業務に現に就いている者に対する安全衛生教  
育に関する指針の別表に特例緊急作業（電離放  
射線障害防止規則第7条の2第3項の作業）従  
事者安全衛生教育のカリキュラムを追加するも  
のである。
- 3 適用日 平成28年4月1日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームペー  
ジ（<http://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供  
する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部  
労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康  
主務課において閲覧に供する。

別添 2

◎ 危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針 新旧対照表

改 正 案		現 行
別表 危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラム 1～15 (略)		別表 危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラム 1～15 (略)
16 特例緊急作業 (電離放射線障害防止規則第7条の2第3項の作業) 従事者安全衛生教育	16 特例緊急作業 (電離放射線障害防止規則第7条の2第3項の作業) 従事者安全衛生教育	1～15 (略)
16 特例緊急作業 (電離放射線障害防止規則第7条の2第3項の作業) 従事者安全衛生教育	16 特例緊急作業 (電離放射線障害防止規則第7条の2第3項の作業) 従事者安全衛生教育	1～15 (略)
16 特例緊急作業 (電離放射線障害防止規則第7条の2第3項の作業) 従事者安全衛生教育	16 特例緊急作業 (電離放射線障害防止規則第7条の2第3項の作業) 従事者安全衛生教育	(新設)
科目	範囲	時間
1. 特例緊急作業の方法	(1) 重大事故等に対処するための作業の方法 (2) 特例緊急作業における必要な体制の整備及び連絡の方法 (3) 特例緊急作業における放射線測定の方法並びに外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 (4) 特例緊急作業を行う場所の汚染の状態の検査及び汚染の影響の低減のために必要な措置の方法 (5) 特例緊急作業における身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法 (6) 特例緊急作業に使用する保護具の性能及び使用方法 (7) 応急手当の方法	3.0
2. 特例緊急作業	重大事故等に対処するための機能を有す	3.0

業で使用する 施設及び設備 の取扱い	る施設及び設備の構造及び取扱いの方法	
3 重大事故等 の事例及び関 係法令	(1) 重大事故等及び重大事故等への対処 の事例 (2) 労働安全衛生関係法令のうち特例緊急 作業に関する条項	0.5
計		6.5
* 定期教育としては、上記カリキュラムの科目1（(2)を除く。） 及び2に掲げる内容に係る実技教育を実施すること。		

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針

I 趣旨

この指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条の2第2項の規定に基づき事業者が労働災害の動向、技術革新等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者（以下「危険有害業務従事者」という。）に対して行う、当該業務に関する安全又は衛生のための教育（以下「安全衛生教育」という。）について、その内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等その適切かつ有効な実施のために必要な事項を定めたものである。

事業者は、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の実施に当たっては、事業場の実態を踏まえつつ本指針に基づき実施するよう努めなければならない。

II 教育の対象者及び種類

1 対象者

次に掲げる者とする。

- (1) 就業制限に係る業務に従事する者
- (2) 特別教育を必要とする業務に従事する者
- (3) (1) 又は (2) に準ずる危険有害な業務に従事する者

2 種類

1に掲げる者が当該業務に従事することになった後、一定期間ごとに実施する安全衛生教育（「定期教育」）又は取り扱う機械設備等が新たなものになる場合等に実施する安全衛生教育（「随時教育」）とする。

III 教育の内容、時間、方法及び講師

1 内容及び時間

(1) 内容

労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項

(2) 時間

原則として1日程度とする。

なお、安全衛生教育の内容及び時間は、教育の対象者及び種類ごとに示す別表の危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラムによるものとする。また、取り扱う機械設備等が新たなものになる場合等に実施する随時教育は、運転操作方法のほか点検整備等の実技に関する事項を加えたものとする。

2 方法

講義方式、事例研究方式、討議方式等教育の内容に応じて効果の上がる方法

とする。

3 講師

当該業務についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有する者とする。

IV 推進体制の整備等

1 教育の実施者は事業者であるが、事業者自らが行うほか、安全衛生団体等に委託して実施できるものとする。

事業者又は事業者の委託を受けた安全衛生団体等はあらかじめ安全衛生教育の実施に当たって実施責任者を定めるとともに、実施計画を作成するものとする。

2 事業者は、実施した安全衛生教育の記録を個人別に保存するものとする。

3 安全衛生教育は、原則として就業時間内に実施するものとする。

別表

危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラム

1～15 (略)

16 特例緊急作業（電離放射線障害防止規則第7条の2第3項の作業）従事者安全衛生教育

1～15 (略)

16 特例緊急作業（電離放射線障害防止規則第7条の2第3項の作業）従事者安全衛生教育

科目	範囲	時間
1 特例緊急作業の方法	(1) 重大事故等に対処するための作業の方法 (2) 特例緊急作業における必要な体制の整備及び連絡の方法 (3) 特例緊急作業における放射線測定の方法並びに外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 (4) 特例緊急作業を行う場所の汚染の状態の検査及び汚染の影響の低減のために必要な措置の方法 (5) 特例緊急作業における身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法 (6) 特例緊急作業に使用する保護具の性能及び使用方法 (7) 応急手当の方法	3.0
2 特例緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	重大事故等に対処するための機能を有する施設及び設備の構造及び取扱いの方法	3.0
3 重大事故等の事例及び関係法令	(1) 重大事故等及び重大事故等への対処の事例 (2) 労働安全衛生関係法令のうち特例緊急作業に関する条項	0.5
計		6.5

\* 定期教育としては、上記カリキュラムの科目1 ((2)を除く。)及び2に掲げる内容に係る実技教育を実施すること。